

# 令和2年長浜市議会12月定例会

## 議案書

- 1 令和2年度長浜市一般会計補正予算（第9号）
- 27 令和2年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
- 37 令和2年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 48 令和2年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）
- 56 令和2年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）
- 62 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 65 令和2年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 70 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 72 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 73 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 76 長浜市恩給条例の一部改正について
- 77 長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について
- 78 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 80 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 81 長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正について
- 82 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 83 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について
- 84 長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 87 長浜市教育大綱の策定について
- 90 工事請負契約について
- 91 湯田まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 92 下草野まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 93 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 94 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について



令和2年度長浜市一般会計補正予算（第9号）

令和2年度長浜市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ281,886千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,397,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		19,405,488	26,678	19,432,166
	2 国庫補助金	13,989,236	26,678	14,015,914
17 寄附金		98,177	1,647	99,824
	1 寄附金	98,177	1,647	99,824
18 繰入金		6,345,256	32,540	6,377,796
	1 基金繰入金	6,345,256	32,540	6,377,796
19 繰越金		205,813	37,621	243,434
	1 繰越金	205,813	37,621	243,434
21 市債		5,199,200	183,400	5,382,600
	1 市債	5,199,200	183,400	5,382,600
歳 入 合 計		70,116,059	281,886	70,397,945

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		258,012	4,075	262,087
	1 議会費	258,012	4,075	262,087
2 総務費		17,406,278	69,416	17,475,694
	1 総務管理費	16,619,536	32,698	16,652,234
	2 徴税費	371,991	2,859	374,850
	3 戸籍住民基本台帳費	307,598	30,866	338,464
	4 選挙費	26,214	2,608	28,822
	5 統計調査費	52,766	354	53,120
	6 監査委員費	28,173	31	28,204
3 民生費		20,648,442	110,016	20,758,458
	1 社会福祉費	10,190,577	9,813	10,200,390
	2 児童福祉費	8,554,104	93,037	8,647,141
	3 生活保護費	1,903,761	7,166	1,910,927
4 衛生費		7,351,443	13,295	7,364,738
	1 保健衛生費	7,351,443	13,295	7,364,738
6 農林水産業費		2,261,392	6,622	2,268,014
	1 農業費	2,097,085	6,622	2,103,707
7 商工費		2,540,884	16,835	2,557,719
	1 商工費	2,540,884	16,835	2,557,719
8 土木費		5,560,327	△26,720	5,533,607
	1 土木管理費	420,570	△19,183	401,387
	2 道路橋梁費	1,950,366	△7,486	1,942,880
	3 河川費	377,348	△226	377,122
	4 都市計画費	2,583,163	△5,811	2,577,352
	5 住宅費	228,880	5,986	234,866
10 教育費		6,055,335	88,347	6,143,682
	1 教育総務費	1,328,823	△38,719	1,290,104
	2 小学校費	1,529,273	19	1,529,292
	4 幼稚園費	694,190	△37,551	656,639
	5 社会教育費	952,544	△15,086	937,458
	6 保健体育費	870,933	179,684	1,050,617
歳 出	合 計	70,116,059	281,886	70,397,945

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園園舎等維持管理経費	34,000
6 農林水産業費	1 農業費	かんがい排水事業	14,200
8 土木費	2 道路橋梁費	雪寒対策費	33,000
	5 住宅費	住宅建築改修等支援事業	10,000
10 教育費	4 幼稚園費	幼稚園園舎等維持管理経費	9,000
	6 保健体育費	スポーツ施設整備事業	61,055

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
湯田まちづくりセンター指定管理料	令和3年度から令和5年度まで	40,509千円
下草野まちづくりセンター指定管理料	令和3年度から令和5年度まで	30,117千円
学校ICT支援員配置業務	令和3年度から令和4年度まで	40,000千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	千円 8,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えることができる。	千円 31,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
保健体育施設整備事業	38,700				199,100			

令和 2 年度長浜市一般会計  
補正予算（第 9 号）説明書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	12,004,851	13,754	12,018,605
3 民生費国庫補助金	645,849	1,205	647,054
10 教育費国庫補助金	411,271	11,719	422,990
計	13,989,236	26,678	14,015,914

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
4 衛生費寄附金	17,877	1,647	19,524
計	98,177	1,647	99,824

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	2,452,069	18,281	2,470,350
25 公共施設等整備基金繰入金	191,212	11,859	203,071
30 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金繰入金	31,198	2,400	33,598
計	6,345,256	32,540	6,377,796

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	205,813	37,621	243,434
計	205,813	37,621	243,434

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
10 教育債	139,500	183,400	322,900
計	5,199,200	183,400	5,382,600

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	13,754	通知カード・個人番号カード関連事務費補助金	13,754
1 しょうがい者福祉費補助金	1,205	しょうがい者総合支援事業費補助金	1,205
3 幼稚園費補助金	11,719	幼稚園施設整備費補助金	11,719

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費寄附金	1,647		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	18,281		
1 公共施設等整備基金繰入金	11,859		
1 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金繰入金	2,400		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	37,621		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 幼稚園施設整備事業債	23,000	幼稚園整備事業債	23,000
4 保健体育施設整備事業債	160,400	体育施設整備事業債	106,400
		体育施設除却事業債	54,000

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	258,012	4,075	262,087				4,075
計	258,012	4,075	262,087				4,075

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,740,444	45,636	1,786,080				45,636
7 支所費	914,185	△12,938	901,247				△12,938
計	16,619,536	32,698	16,652,234				32,698

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 税務総務費	287,711	2,859	290,570				2,859
計	371,991	2,859	374,850				2,859

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	2,045	□職員給与費（5人） 給料 職員手当等 共済費	4,075
3 職員手当等	1,338		2,045
4 共 済 費	692		1,338
			692

(単位：千円)

節		説	明	
区 分	金 額			
1 報 酬	5,188	□職員給与費（113人） 給料 職員手当等 共済費	21,053	
2 給 料	13,733		6,826	
3 職員手当等	11,516		9,338	
4 共 済 費	7,237		4,889	
5 災害補償費	7,788	□人事管理事務経費	24,583	
8 旅 費	174		報酬	5,188
			給料	6,907
			職員手当等	2,178
			共済費	2,348
		災害補償費	7,788	
		旅費	174	
2 給 料	△6,390	□職員給与費（96人） 給料 職員手当等 共済費	△12,938	
3 職員手当等	△4,418		△6,390	
4 共 済 費	△2,130		△4,418	
			△2,130	

(単位：千円)

節		説	明	
区 分	金 額			
2 給 料	△712	□職員給与費（36人） 給料 職員手当等 共済費	2,859	
3 職員手当等	3,604		△712	
4 共 済 費	△33		職員手当等	3,604
			共済費	△33

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	307,598	30,866	338,464	13,754			17,112
計	307,598	30,866	338,464	13,754			17,112

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 選挙管理委員会費	26,214	2,608	28,822				2,608
計	26,214	2,608	28,822				2,608

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 統計調査総務費	6,101	354	6,455				354
計	52,766	354	53,120				354

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報 酬	3,054	□職員給与費（15人）	17,112
2 給 料	8,041	給料	7,576
3 職員手当等	6,514	職員手当等	6,402
4 共 済 費	3,739	共済費	3,134
8 旅 費	128	□戸籍住民基本台帳管理事務経費	13,754
10 需 用 費	919	報酬	3,054
11 役 務 費	6,720	給料	465
12 委 託 料	1,650	職員手当等	112
13 使用料及び賃借料	101	共済費	605
		旅費	128
		消耗品費	711
		印刷製本費	208
		通信運搬費	6,720
		情報システム委託料	1,650
		使用料及び賃借料	101

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	971	□職員給与費（3人）	2,608
3 職員手当等	1,388	給料	971
4 共 済 費	249	職員手当等	1,388
		共済費	249

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	249	□職員給与費（1人）	354
4 共 済 費	105	職員手当等	249
		共済費	105

## (款) 2 総務費

## (項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	28,173	31	28,204				31
計	28,173	31	28,204				31

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	3,144,056	△2,282	3,141,774				△2,282
2 地域総合センター費	193,405	△508	192,897				△508
3 しょうがい福祉費	3,885,081	2,410	3,887,491	1,205			1,205
4 老人福祉費	1,983,153	10,193	1,993,346				10,193
計	10,190,577	9,813	10,200,390	1,205			8,608

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	3,087,525	19,764	3,107,289				19,764
4 保育所費	1,839,799	11,520	1,851,319				11,520
5 認定こども園費	3,027,184	61,753	3,088,937	8,689	17,100		35,964

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	677	□職員給与費（3人）	31
3 職員手当等	△659	給料	677
4 共 済 費	13	職員手当等	△659
		共済費	13

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△3,426	□職員給与費（60人）	△2,282
3 職員手当等	1,115	給料	△3,426
4 共 済 費	29	職員手当等	1,115
		共済費	29
2 給 料	△110	□職員給与費（6人）	△508
3 職員手当等	△293	給料	△110
4 共 済 費	△105	職員手当等	△293
		共済費	△105
12 委 託 料	2,410	□しょうがい者自立支援給付事業費	2,410
		情報システム委託料	2,410
27 繰 出 金	10,193	□介護保険特別会計繰出金	10,193

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	9,684	□職員給与費（17人）	19,764
3 職員手当等	6,563	給料	9,684
4 共 済 費	3,517	職員手当等	6,563
		共済費	3,517
2 給 料	10,345	□職員給与費（47人）	11,520
3 職員手当等	△563	給料	10,345
4 共 済 費	1,738	職員手当等	△563
		共済費	1,738
2 給 料	24,245	□職員給与費（179人）	27,753
3 職員手当等	△264	給料	24,245
4 共 済 費	3,772	職員手当等	△264
		共済費	3,772
14 工 事 請 負 費	34,000	□認定こども園園舎等維持管理経費	34,000
		整備事業費	34,000

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	8,554,104	93,037	8,647,141	8,689	17,100		67,248

## (款) 3 民生費

## (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	153,761	7,166	160,927				7,166
計	1,903,761	7,166	1,910,927				7,166

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	6,145,546	6,654	6,152,200			4,047	2,607
8 保健センター費	396,766	6,641	403,407				6,641
計	7,351,443	13,295	7,364,738			4,047	9,248

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	301,382	6,622	308,004				6,622
計	2,097,085	6,622	2,103,707				6,622

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	2,188	□職員給与費（17人）	7,166
3 職員手当等	4,358	給料	2,188
4 共 済 費	620	職員手当等 共済費	4,358 620

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	4,523	□職員給与費（17人）	2,607
3 職員手当等	△2,846	給料	4,523
4 共 済 費	930	職員手当等 共済費	△2,846 930
18 負担金、補助 及び交付金	2,400	□救急医療体制運営事業費	2,400
24 積 立 金	1,647	新型コロナウイルス感染症対策支援交付金 □保健衛生総務管理事務経費 新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金積立金	2,400 1,647 1,647
2 給 料	3,038	□職員給与費（43人）	6,641
3 職員手当等	2,089	給料	3,038
4 共 済 費	1,514	職員手当等 共済費	2,089 1,514

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	5,959	□職員給与費（34人）	6,622
3 職員手当等	154	給料	5,959
4 共 済 費	509	職員手当等 共済費	154 509

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	226,843	16,835	243,678				16,835
計	2,540,884	16,835	2,557,719				16,835

## (款) 8 土木費

## (項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	386,266	△19,183	367,083				△19,183
計	420,570	△19,183	401,387				△19,183

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋梁総務費	220,343	△7,486	212,857				△7,486
計	1,950,366	△7,486	1,942,880				△7,486

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 河川総務費	60,513	△226	60,287				△226
計	377,348	△226	377,122				△226

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	6,317	□職員給与費（29人） 給料 職員手当等 共済費	16,835
3 職員手当等	4,669		6,317
4 共済費	5,849		4,669
			5,849

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	△9,854	□職員給与費（36人） 給料 職員手当等 共済費	△19,183
3 職員手当等	△6,568		△9,854
4 共済費	△2,761		△6,568
			△2,761

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	△2,668	□職員給与費（19人） 給料 職員手当等 共済費	△7,486
3 職員手当等	△3,704		△2,668
4 共済費	△1,114		△3,704
			△1,114

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	△31	□職員給与費（3人） 給料 職員手当等 共済費	△226
3 職員手当等	△104		△31
4 共済費	△91		△104
			△91

(款) 8 土木費  
(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	2,046,396	△5,811	2,040,585				△5,811
計	2,583,163	△5,811	2,577,352				△5,811

(款) 8 土木費  
(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	213,920	△4,014	209,906				△4,014
2 住環境対策費	14,960	10,000	24,960				10,000
計	228,880	5,986	234,866				5,986

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	883,570	△38,719	844,851				△38,719
計	1,328,823	△38,719	1,290,104				△38,719

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 小学校管理費	709,077	19	709,096				19
計	1,529,273	19	1,529,292				19

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,361	□職員給与費（23人） 給料 職員手当等 共済費	△5,811
3 職員手当等	△1,612		△3,361
4 共 済 費	△838		△1,612
			△838

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,549	□職員給与費（7人） 給料 職員手当等 共済費	△5,449
3 職員手当等	△684		△3,549
4 共 済 費	△1,216		△684
21 補償、補填及 び賠償金	1,435		△1,216
		□市営住宅管理事業費 賠償金	1,435 1,435
18 負担金、補助 及び交付金	10,000	□住宅建築改修等支援事業費 在宅環境改善住宅改修支援事業助成金	10,000 10,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△18,624	□職員給与費（93人） 給料 職員手当等 共済費	△38,719
3 職員手当等	△11,492		△18,624
4 共 済 費	△8,603		△11,492
			△8,603

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	14	□職員給与費（1人） 給料 職員手当等 共済費	19
3 職員手当等	△10		14
4 共 済 費	15		△10
			15

## (款) 10 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園管理費	694,190	△37,551	656,639	3,030	5,900		△46,481
計	694,190	△37,551	656,639	3,030	5,900		△46,481

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 生涯学習費	237,819	△3,171	234,648				△3,171
6 文化施設費	319,793	△60	319,733				△60
8 図書館費	285,260	△11,855	273,405				△11,855
計	952,544	△15,086	937,458				△15,086

## (款) 10 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 体育施設費	225,381	179,314	404,695		160,400	11,859	7,055
4 学校給食費	514,121	370	514,491				370
計	870,933	179,684	1,050,617		160,400	11,859	7,425

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△20,957	□職員給与費（52人） 給料 職員手当等 共済費 □幼稚園園舎等維持管理経費 整備事業費	△46,551
3 職員手当等	△18,478		△20,957
4 共 済 費	△7,116		△18,478
14 工事請負費	9,000		△7,116
			9,000
			9,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△829	□職員給与費（2人） 給料 職員手当等 共済費	△3,171
3 職員手当等	△1,888		△829
4 共 済 費	△454		△1,888
2 給 料	△190	□職員給与費（10人） 給料 職員手当等 共済費	△60
3 職員手当等	198		△190
4 共 済 費	△68		198
2 給 料	△4,325	□職員給与費（11人） 給料 職員手当等 共済費	△11,855
3 職員手当等	△5,680		△4,325
4 共 済 費	△1,850		△5,680
			△1,850

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役 務 費	455	□スポーツ施設整備事業費 手数料 廃棄物処理業務委託料 整備事業費	179,314
12 委 託 料	600		455
14 工事請負費	178,259		600
			178,259
2 給 料	134	□職員給与費（5人） 給料 職員手当等 共済費	370
3 職員手当等	82		134
4 共 済 費	154		82
			154

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		28,200	4,653	3.35		48	32,901	4,710	37,611	
	議 員	25	109,348		37,084	3.35			146,432	39,632	186,064	
	その他の特別職	1,961	102,213						102,213		102,213	
	計	1,989	211,561	28,200	41,737			48	281,546	44,342	325,888	
補正前	長 等	3		28,200	4,794	3.40		48	33,042	6,832	39,874	
	議 員	25	109,348		37,084	3.40			146,432	39,632	186,064	
	その他の特別職	1,961	102,213						102,213		102,213	
	計	1,989	211,561	28,200	41,878			48	281,687	46,464	328,151	
比 較	長 等				△ 141	△ 0.05			△ 141	△ 2,122	△ 2,263	
	議 員					△ 0.05						
	その他の特別職											
	計				△ 141				△ 141	△ 2,122	△ 2,263	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,584 (843)	784,045	4,849,672	3,283,237	8,916,954	1,570,724	10,487,678	
補正前	1,576 (833)	775,803	4,832,784	3,300,582	8,909,169	1,564,299	10,473,468	
比 較	8 (10)	8,242	16,888	△ 17,345	7,785	6,425	14,210	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	96,251	30,737	199,079	444,571	3,168	1,822	1,102,661	601,206	147,263			550,000
補正前	107,243	97,325	32,804	204,804	451,516	3,168	2,041	1,106,505	597,874	147,302			550,000
比 較	△ 764	△ 1,074	△ 2,067	△ 5,725	△ 6,945		△ 219	△ 3,844	3,332	△ 39			

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	983 (0)		3,500,786	2,853,978	6,354,764	1,208,072	7,562,836	
補正前	980 (0)		3,491,270	2,873,613	6,364,883	1,204,600	7,569,483	
比 較	3		9,516	△ 19,635	△ 10,119	3,472	△ 6,647	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	106,479	60,456	30,737	199,079	350,999	2,664	1,822	841,937	601,206	108,599			550,000
補正前	107,243	61,827	32,804	204,804	358,205	2,664	2,041	847,292	597,874	108,859			550,000
比 較	△ 764	△ 1,371	△ 2,067	△ 5,725	△ 7,206		△ 219	△ 5,355	3,332	△ 260			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※( )内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

## イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	601 (843)	784,045	1,348,886	429,259	2,562,190	362,652	2,924,842	
補正前	596 (833)	775,803	1,341,514	426,969	2,544,286	359,699	2,903,985	
比較	5 (10)	8,242	7,372	2,290	17,904	2,953	20,857	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		35,795			93,572	504		260,724		38,664			
補正前		35,498			93,311	504		259,213		38,443			
比較		297			261			1,511		221			

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	16,888	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	16,888	
職員手当	△ 17,345	1.制度改正に伴う増減分	△ 16,759	
		2.その他の増減分	△ 586	

## (3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和2年 10月1日 現在	平均給料月額	323,025	398,804	277,333	301,521		278,400	213,967
	平均給与月額	402,767	509,396	328,719	354,083		366,812	232,634
	平均年齢(歳)	42歳10月	48歳2月	35歳10月	53歳6月			41歳7月

## イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900	-	-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900	-	-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年10月1日 現在	1	43	6.9	1			1	59	21.0	1		
	2	66	10.5	2	17	60.7	2	79	28.1	2	4	21.1
	3	109	17.4	3	8	28.6	3	56	19.9	3	4	21.1
	4	177	28.3	4	3	10.7	4	42	14.9	4	11	57.8
	5	137	21.9				5	25	9.0			
	6	64	10.2				6	20	7.1			
	7	30	4.8				7					
	計	626	100	計	28	100	計	281	100	計	19	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年10月1日 現在	1			1			1			1	10	35.7
	2			2			2			2	13	46.5
	3			3			3	1	100	3	1	3.6
	4			4			4			4	2	7.1
				5			5			5		
				6			6			6	2	7.1
				7						7		
	計			計			計	1	100	計	28	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行 う薬剤師、高 度な業務を行 う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和2年10月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和2年10月1日現在)	7.53	11.50	-	-	10.53	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額  
又は支出額の見込み、及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和元年度末までの 支 出 ( 見 込 ) 額		令和2年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
湯田まちづくりセンター指定管理料	40,509			令和3年度から 令和5年度まで	40,509				40,509
下草野まちづくりセンター指定管理料	30,117			令和3年度から 令和5年度まで	30,117				30,117
学校ICT支援員配置業務	40,000			令和3年度から 令和4年度まで	40,000				40,000

令和2年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

令和2年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		0	200	200
	2 県補助金	0	200	200
歳 入 合 計		204,000	200	204,200

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		163,888	200	164,088
	1 施設管理費	163,888	200	164,088
歳 出 合 計		204,000	200	204,200

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
浅井診療所指定管理料	令和3年度	18,333千円	令和3年度から 令和4年度まで	36,666千円



令和 2 年度長浜市国民健康保険特別会計  
(直診勘定) 補正予算 (第 3 号) 説明書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	0	200	200
計	0	200	200

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 新型コロナウイルス感染症 対応従事者慰労金	200	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	163,888	200	164,088	200			
計	163,888	200	164,088	200			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	200	<input type="checkbox"/> 中之郷歯科診療所費 200 報償費 200

債務負担行為で令和3年度以降にわたるものについての令和元年度末までの支出額  
又は支出額の見込み、及び令和2年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和元年度末までの 支 出 ( 見 込 ) 額		令和2年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
浅井診療所指定管理料	36,666			令和3年度から 令和4年度まで	36,666				36,666

令和2年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,234,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2,836,003	3,971	2,839,974
	2 国庫補助金	821,697	3,971	825,668
8 繰入金		1,822,137	10,193	1,832,330
	1 他会計繰入金	1,822,137	10,193	1,832,330
歳 入 合 計		12,220,290	14,164	12,234,454

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		310,634	14,164	324,798
	1 総務管理費	231,381	11,392	242,773
	3 介護認定審査会費	61,432	2,772	64,204
歳 出 合 計		12,220,290	14,164	12,234,454

令和 2 年度長浜市介護保険特別会計  
補正予算（第 2 号）説明書

歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
4 介護保険事業費補助金	850	3,971	4,821
計	821,697	3,971	825,668

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1,822,137	10,193	1,832,330
計	1,822,137	10,193	1,832,330

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護保険事業費補助金	3,971	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 その他一般会計繰入金	10,193	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	226,152	11,392	237,544	2,585		8,807	
計	231,381	11,392	242,773	2,585		8,807	

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護認定審査会費	23,516	2,772	26,288	1,386		1,386	
計	61,432	2,772	64,204	1,386		1,386	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	456	□職員給与費（22人）	6,222
3 職員手当等	4,747	給料	456
4 共 済 費	1,019	職員手当等	4,747
12 委 託 料	5,170	共済費	1,019
		□介護保険一般管理事務経費	5,170
		情報システム委託料	5,170

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	2,772	□介護認定審査会運営経費	2,772
		情報システム委託料	2,772

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (千円)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	125	15,131						15,131	15,131	
	計	125	15,131						15,131	15,131	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	125	15,131						15,131	15,131	
	計	125	15,131						15,131	15,131	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	33 (13)	14,827	111,188	67,697	193,712	35,487	229,199	
補正前	33 (13)	14,827	110,732	62,770	188,329	34,468	222,797	
比 較			456	4,927	5,383	1,019	6,402	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,950	2,093		3,053	17,981			24,885	14,341	3,394			
補正前	1,494	1,878	576	3,053	12,440			25,442	14,521	3,366			
比 較	456	215	△ 576		5,541			△ 557	△ 180	28			

※( )内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	22 (0)		83,524	58,728	142,252	29,053	171,305	
補正前	22 (0)		83,068	53,801	136,869	28,034	164,903	
比 較			456	4,927	5,383	1,019	6,402	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤 務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後	1,950	1,508		3,053	15,664			19,647	14,341	2,565			
補正前	1,494	1,293	576	3,053	10,123			20,204	14,521	2,537			
比 較	456	215	△ 576		5,541			△ 557	△ 180	28			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※( )内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	11 (13)	14,827	27,664	8,969	51,460	6,434	57,894	
補正前	11 (13)	14,827	27,664	8,969	51,460	6,434	57,894	
比較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	単身赴任 手当	退職手当
補正後		585			2,317			5,238		829			
補正前		585			2,317			5,238		829			
比較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※( )内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	456	1.給与改定に伴う増減分		
		2.昇給に伴う増加分		
		3.その他の増減分	456	
職員手当	4,927	1.制度改正に伴う増減分	△ 393	
		2.その他の増減分	5,320	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和2年 10月1日 現在	平均給料月額	315,829					309,100	
	平均給与月額	401,110					350,579	
	平均年齢(歳)	43歳10月					44歳4月	

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900	-	-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年10月1日 現在	1	2	9.5									
	2	2	9.5									
	3	4	19.0									
	4	8	38.2									
	5	5	23.8									
	6											
	7											
	計	21	100		計			計			計	

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年10月1日 現在							1					
							2					
							3	1	100			
							4					
							5					
							6					
							7					
	計				計			計	1	100	計	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行 う薬剤師、高 度な業務を行 う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和2年度	2.250	2.200	4.450	有	
国の制度	2.250	2.200	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和2年10月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和2年10月1日現在)	-	-	-	-	-	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称								

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和2年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）

令和2年度長浜市休日急患診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県支出金		0	100	100
	2 県補助金	0	100	100
歳入合計		43,000	100	43,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 衛生費		42,000	100	42,100
	1 保健衛生費	42,000	100	42,100
歳出合計		43,000	100	43,100



令和 2 年度長浜市休日急患診療所特別会計  
補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生費県補助金	0	100	100
計	0	100	100

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	100	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	100

歳出

(款) 1 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 診療所運営費	42,000	100	42,100	100			
計	42,000	100	42,100	100			

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報 償 費	100	<input type="checkbox"/> 診療所管理運営費 100 報償費 100

## 令和2年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和2年度長浜市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた第1款 長浜病院事業収益の第2項の次に「第3項 特別利益」を、第2款 湖北病院事業収益の第2項の次に「第3項 特別利益」を、第1款 長浜病院事業費用の第3項の次に「第4項 特別損失」を、第2款 湖北病院事業費用の第3項の次に「第4項 特別損失」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	14,077,184千円	196,860千円	14,274,044千円
第1項 医業収益	13,056,158千円	△249,676千円	12,806,482千円
第2項 医業外収益	1,021,026千円	326,536千円	1,347,562千円
第3項 特別利益	0千円	120,000千円	120,000千円
第2款 湖北病院事業収益	3,200,000千円	43,249千円	3,243,249千円
第1項 医業収益	2,602,197千円	△92,820千円	2,509,377千円
第2項 医業外収益	597,803千円	98,969千円	696,772千円
第3項 特別利益	0千円	37,100千円	37,100千円
支 出			
第1款 長浜病院事業費用	14,077,184千円	196,860千円	14,274,044千円
第1項 医業費用	13,684,324千円	73,860千円	13,758,184千円
第2項 医業外費用	387,860千円	3,000千円	390,860千円
第4項 特別損失	0千円	120,000千円	120,000千円
第2款 湖北病院事業費用	3,200,000千円	43,249千円	3,243,249千円
第1項 医業費用	3,054,979千円	5,499千円	3,060,478千円
第2項 医業外費用	144,021千円	650千円	144,671千円
第4項 特別損失	0千円	37,100千円	37,100千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「976,820千円」を「975,984千円」に改め、

第2款 湖北病院資本的収入の第2項の次に「第3項 補助金」を加え、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入			
第1款 長浜病院資本的収入	3,026,600 千円	75,836 千円	3,102,436 千円
第3項 補助金	1,500 千円	75,836 千円	77,336 千円
第2款 湖北病院資本的収入	222,572 千円	21,164 千円	243,736 千円
第3項 補助金	0 千円	21,164 千円	21,164 千円
支 出			
第1款 長浜病院資本的支出	3,875,844 千円	58,000 千円	3,933,844 千円
第1項 建設改良費	2,581,113 千円	58,000 千円	2,639,113 千円
第2款 湖北病院資本的支出	350,148 千円	38,164 千円	388,312 千円
第1項 建設改良費	195,211 千円	38,164 千円	233,375 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

市立長浜病院 一般医療機器購入事業	令和3年度	40,000千円
----------------------	-------	----------

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 2 年度長浜市病院事業会計  
補正予算（第 3 号）説明書

令和2年度 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			14,077,184	196,860	14,274,044	
事業収益	1. 医業収益		13,056,158	△ 249,676	12,806,482	
		1. 入院収益	8,705,365	△ 249,676	8,455,689	
	2. 医業外収益		1,021,026	326,536	1,347,562	
		2. 補助金	26,433	322,536	348,969	
		7. その他医業外収益	105,530	4,000	109,530	
	3. 特別利益		0	120,000	120,000	
		1. その他特別利益	0	120,000	120,000	
2. 湖北病院			3,200,000	43,249	3,243,249	
事業収益	1. 医業収益		2,602,197	△ 92,820	2,509,377	
		1. 入院収益	1,545,363	△ 92,820	1,452,543	
	2. 医業外収益		597,803	98,969	696,772	
		2. 補助金	749	96,829	97,578	
		7. その他医業外収益	57,155	2,140	59,295	
	3. 特別利益		0	37,100	37,100	
		1. その他特別利益	0	37,100	37,100	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			14,077,184	196,860	14,274,044	
事業費用	1. 医業費用		13,684,324	73,860	13,758,184	
		2. 材料費	3,728,922	16,000	3,744,922	
		3. 経費	1,739,417	57,860	1,797,277	
	2. 医業外費用		387,860	3,000	390,860	
		3. 雑損失	19,184	3,000	22,184	
	4. 特別損失		0	120,000	120,000	
		1. その他特別損失	0	120,000	120,000	
2. 湖北病院			3,200,000	43,249	3,243,249	
事業費用	1. 医業費用		3,054,979	5,499	3,060,478	
		2. 材料費	456,608	5,499	462,107	
	2. 医業外費用		144,021	650	144,671	
		3. 雑損失	9,000	650	9,650	
	4. 特別損失		0	37,100	37,100	
		1. その他特別損失	0	37,100	37,100	

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			3,026,600	75,836	3,102,436	
資本的収入	3.補助金		1,500	75,836	77,336	
		1. 国補助金	1,000	75,836	76,836	
2. 湖北病院			222,572	21,164	243,736	
資本的収入	3.補助金		0	21,164	21,164	
		1. 国補助金	0	21,164	21,164	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長浜病院			3,875,844	58,000	3,933,844	
資本的支出	1.建設改良費		2,581,113	58,000	2,639,113	
		2. 固定資産購入費	425,078	58,000	483,078	
2. 湖北病院			350,148	38,164	388,312	
資本的支出	1.建設改良費		195,211	38,164	233,375	
		1. 固定資産購入費	195,211	38,164	233,375	

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	医業収益	企業債
市立長浜病院 一般医療機器購入事業	40,000 千円		千円	令和3年度	40,000 千円	千円	千円

## 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度長浜市老人保健施設事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		入	
第1款 老人保健施設事業収益	507,000 千円	2,700 千円	509,700 千円
第3項 特別利益	13,000 千円	2,700 千円	15,700 千円
		出	
第1款 老人保健施設事業費用	507,000 千円	2,700 千円	509,700 千円
第3項 特別損失	13,000 千円	2,700 千円	15,700 千円

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和2年度長浜市老人保健施設事業会計  
補正予算（第1号）説明書

令和2年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）実施計画  
 収益の収入及び支出  
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設 事業収益			507,000	2,700	509,700	
	3. 特別利益		13,000	2,700	15,700	
		1. 特別利益	13,000	2,700	15,700	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 老人保健施設 事業費用			507,000	2,700	509,700	
	3. 特別損失		13,000	2,700	15,700	
		1. 特別損失	13,000	2,700	15,700	

## 令和2年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和2年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,813,222千円	△15,291千円	3,797,931千円
第2項 営業外費用	566,450千円	△15,291千円	551,159千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,716,127千円は、当年度分損益勘定留保資金1,379,862千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,468千円、当年度利益剰余金処分量268,797千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,726,605千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,468千円、減債積立金490,575千円、過年度分損益勘定留保資金262,966千円、当年度分損益勘定留保資金905,596千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,671,590千円	42,710千円	2,714,300千円
第1項 企業債	1,894,400千円	30,000千円	1,924,400千円
第3項 補助金	413,902千円	12,710千円	426,612千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	4,387,717千円	53,188千円	4,440,905千円
第1項 建設改良費	1,312,692千円	50,600千円	1,363,292千円
第2項 償還金	3,073,585千円	2,588千円	3,076,173千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,894,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,924,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和2年度長浜市公共下水道事業会計  
補正予算（第1号）説明書

令和2年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費			3,813,222	△15,291	3,797,931	
	2 営業外費用		566,450	△15,291	551,159	
		1 支払利息及び企業債取扱費	526,350	△15,291	511,059	企業債利息 △15,291

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,671,590	42,710	2,714,300	
	1 企業債		1,894,400	30,000	1,924,400	
		1 企業債	1,894,400	30,000	1,924,400	建設改良企業債 30,000
	3 補助金		413,902	12,710	426,612	
1 補助金		413,902	12,710	426,612	国庫補助金 12,000 県費補助金 710	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			4,387,717	53,188	4,440,905	
	1 建設改良費		1,312,692	50,600	1,363,292	
		1 管渠築造費	1,073,266	50,600	1,123,866	工事請負費 50,600
	2 償還金		3,073,585	2,588	3,076,173	
1 償還金		3,073,585	2,588	3,076,173	企業債償還金 2,588	

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

## 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」を「家庭支援休暇」に改める。

第15条を次のように改める。

（家庭支援休暇）

第15条 家庭支援休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、又は不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 家庭支援休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が要介護者の介護をするために家庭支援休暇を取得する場合 任命権者が、規則で定めるところによる職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間

(2) 職員が不妊治療を受けるために家庭支援休暇を取得する場合 任命権者が、規則で定めるところによる職員の申出に基づき、1回の申請につき、連続して6か月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間

3 家庭支援休暇については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し及び同条第1項中「介護休暇」を「家庭支援休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第15条の規定により承認を受けた介護休暇は、この条例による改正後の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の規定により承認を受けた家庭支援休暇とみなす。この場合において、改正前の条例第15条第1項の規定により指定した期間は、改正後の条例第15条第2項第1号の規定により指定した期間とみなす。

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成18年長浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

## 長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例（平成18年長浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年長浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム職員（任期が6か月以上の者に限る。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

第16条第2項中「6月」を「6か月」に、「のフルタイム会計年度任用職員」を「の者」に改め、同条第3項中「6月未満」を「6か月未満」に、「6月以上に」を「6か月以上に」に、「6月以上のフルタイム会計年度任用職員」を「6か月以上の者」に改め、同条に次の2項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び

これに対する地域手当の月額合計額とする。

第22条第4項中「1月」を「1か月」に改める。

第26条第1項中「給与条例」を削り、「6月」を「6か月」に、「第4項」を「第5項」に改め、「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に、「1月」を「1か月」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市恩給条例の一部改正について

長浜市恩給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市恩給条例の一部を改正する条例

長浜市恩給条例（平成18年長浜市条例第50号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について

長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年長浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

## 長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第5条中「「地方税法第313条第3項」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第32条第1項及び附則第5条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第1 今地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正について

長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（平成18年長浜市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の附則第4項及び第5項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市民スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長浜市民スポーツ施設条例（平成18年長浜市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表第1びわ体育館の項を削る。

別表第2びわ体育館の項を削る。

別表第3びわ体育館の項を削る。

別表第4の19の表を次のように改める。

19 削除

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

長浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年長浜市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

祇園十四ハタチ地区 地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された彦根長浜都市 計画祇園十四ハタチ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が 定められた区域
-----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

8 祇園十四ハタチ地区地区整備計画区域

計画地区の区分	A 地区	B 地区
ア 建築物の用途の制限	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) カラオケボックスその他これに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 工場（自動車修理工場を含む。） (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (7) ホテル又は旅館 (8) 畜舎。ただし、研究所及び動物取扱業の販売・保管・貸出に供する施設に付随するものを除く。 (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する風俗営業又は同条第 6 項から第 11 項までに規定する性風俗関連特殊営業若しくは特定遊興飲食店営業の用に供する建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（ただし、一戸建専用住宅に限る。） (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第 130 条の 3 に定めるもの (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で政令第 130 条の 4 に定めるもの (5) 町内会等の地区住民を対象とした社会教育的な活動又は自治会活動の目的に供するための集会所その他これに類するもの (6) 前各号の建築物に付属するもの（政令第 130 条の 5 に定めるものを除く。）

		(10) 共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿 (11) 床面積の合計が3,000平方メートルを超える店舗等又は事務所等に該当する建築物	
イ	建築物の容積率の最高限度	10分の20	
エ	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6	
オ	建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル(すみ切りをした敷地は180平方メートル)	
キ	壁面の位置の制限	道路境界及び隣地境界から1.0メートル以上とする。	
ク	壁面の位置の制限の適用除外	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒高が2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 壁面を有しない自動車車庫で軒高が2.5メートル以下であるもの	
ケ	建築物の高さの最高限度	(1) 建築物の高さの最高限度は、地盤面から12.0メートルとする。 (2) 前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さは、建築物の壁面から前面道路の反対側の境界線までの水平距離が20.0メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下とする。 (3) 地盤面からの建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10.0メートルを加えたもの以下とする。	

附 則

この条例は、彦根長浜都市計画祇園十四ハタチ地区地区計画の決定に関する都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

長浜市教育大綱の策定について

長浜市教育大綱を別紙のとおり策定することについて、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例（令和元年条例第36号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

## 長浜市教育大綱

令和2年12月  
長 浜 市

本市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

私たちは、多くのひと・こと・ものに関わり、つながりを持ちながら生活することで、今日まで穏やかで和やかな暮らしを育んできました。本市は、美しい自然環境、魅力ある歴史遺産、地域の伝統文化など、様々な地域資源を大切にしてきました。

人と人との心のつながりを大切にしてきた先人たちの志をこれからも後世に引き継ぐとともに、時代の変化に対応して積極的に新しい物事へ取り組むことで、生涯を通してお互いに学びあい、学び続けることのできるまち「ながはま」の実現をめざします。また、お互いの人権を尊重しあい、心豊かに満ち足りて人生を送ることができる人づくりをめざします。

基本目標

## ・基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します

多様化する社会の変化に伴い、コミュニケーション能力や学ぶ意欲の低下、体力の低下など、子どもたちの育ちに影響が出てきています。生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の就学前教育はとても重要なものであり、児童期における学びの基礎につながる芽生えを育むうえでも大切なものです。

発達の過程を見通した遊びや体験を通して、学習意欲や活動意欲を高めるとともに、家庭や地域と連携し、子ども一人ひとりの特性に応じた支援体制を強化するなど、より質の高い、生きる力の基礎を培う就学前教育を充実します。

## ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します

多様化・グローバル化する社会に伴い、子どもを取り巻く環境が大きく変容する中で、自立に向けた「生きる力」を一人ひとりに確実に身に付けさせることが重要です。生涯にわたり学び続ける基盤を培い、充実した人生を送るための基礎づくりとして、確かな学力と豊かな心、健やかな体の育成に取り組む一方、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、指導・支援の充実を図ります。

## ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします

社会情勢や子育てに対する意識の変化等により、教育へのニーズが多様化しています。次代を担う子どもたちを育て、健やかに成長させることができる地域社会を実現するためには、学校や家庭、地域が情報や課題を共有し、連携した取組が重要です。学校や家庭、

地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深めるとともに、一体となって地域全体の教育力の向上をめざします。また、市民一人ひとりがお互いの個性や多様性を認め合い、お互いに支えあいながら、人権が尊重される地域社会をめざします。

・ **基本目標 4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます**

本市には湖北地方特有の美しい自然環境、魅力ある歴史遺産、地域に根づいた伝統文化が満ちあふれています。子どもから大人まで市民一人ひとりがあらゆる機会を通して、先人から引き継がれてきた遺産や伝統に触れることは、郷土を誇りに思う心、ひいては郷土を愛する心を育むため、遺産や伝統を守り次世代へ継承する取組を推進します。

・ **基本目標 5 市民一人ひとりが学びあえる生涯学習環境の充実を図ります**

市民一人ひとりが文化や芸術、スポーツなどの生涯学習を通して、自己実現をめざし、お互いに支えあい、学びあう中で、習得した成果を地域社会の中で生かすことは、その人の生きがいにつながります。心豊かな暮らしが実現できるよう、市民のだれもが学びあえる生涯学習環境の充実を図り、学んだことを生かせる社会づくりを推進します。

・ **基本目標 6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します**

未来を担う子どもたちが、安全・安心な環境で学び、生活できるよう教育施設の整備や学校の適正配置の取組等、教育環境の整備・充実を図ります。また、学校や園のニーズや今日的な課題を踏まえた教職員への研修体制の充実と、教職員があたりかたきや愛をもって子どもと向きあうことができるよう、教職員の働き方改革を推進し、質の高い教育をサポートします。

工事請負契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、次のように工事請負契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 契約の目的 長浜伊香ツインアリーナ第2期整備工事(土木)
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 218,977,000円
- 4 契約の相手方 長浜市下之郷町709番地  
アクア株式会社  
代表取締役 西村 邦彦

湯田まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称  
湯田まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等  
長浜市内保町2645番地  
浅井湯田地域づくり協議会  
会長 清水 峯生
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

下草野まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称  
下草野まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等  
長浜市北ノ郷町105番地  
下草野地区地域づくり協議会  
会長 清水 庄衛
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、平成29年議案第119号で議決を得て指定した浅井東診療所の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定管理者

変更後 北海道札幌市東区北41条東15丁目1-18  
医療法人 北海道家庭医療学センター  
理事長 草場 鉄周

(変更前 北海道登別市若草町4丁目24番地1  
医療法人 若草ファミリークリニック  
理事長 草場 鉄周)

2 変更理由

指定管理者の法人格変更（継承日 令和3年4月1日）に伴い指定管理者を変更します。

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、平成31年議案第44号及び令和2年議案第76号で議決を得て指定した浅井診療所の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 変更事項

指定管理者

変更後 北海道札幌市東区北41条東15丁目1-18  
医療法人 北海道家庭医療学センター  
理事長 草場 鉄周

(変更前 北海道登別市若草町4丁目24番地1  
医療法人 若草ファミリークリニック  
理事長 草場 鉄周)

指定期間

変更後 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

(変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで)

2 変更理由

指定管理者の法人格変更（継承日 令和3年4月1日）に伴い指定管理者を変更します。また、安定的な医療体制の確保のため指定期間を変更します。